

広島県告示第五百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十七年九月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年九月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道大竹湯来線	大竹市玖波六丁目五四〇番三三地从り 大竹市玖波六丁目五四〇番三七地先まで	平成二十七年九月一〇日